



税金・保険・年金

各種税金について

税金

税務課／保険年金課

市民税(個人市民税)

毎年1月1日現在、市内に住んでいて前年中に一定の所得があった方に課税されます。税額は、前年の所得に応じて課税される所得割と一律に課税される均等割があり、その合計額を納めていただきます(市内に住んでいなくても、市内に事務所・事業所または家屋敷がある方は、均等割のみ課税となります)。

市民税・県民税の申告は2月中旬から3月15日までに済ませてください。ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ▶ 給与所得者で、給与以外に所得がなく、会社から本市に給与支払報告書が提出されている方
- ▶ 所得税の確定申告書を提出する方

市民税が課税されない方

- ▶ 前年中の所得が条例で定められた金額以下である方
- ▶ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ▶ 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親であって、前年中の所得が135万円以下の方

パート収入の税金は

▶ 給与収入は年間103万円までは所得税が課税されません。しかし、市民税・県民税は年間93万円を超えると課税される場合があります。

法人市民税

市内に事務所もしくは事業所などを有する法人に課税されます。事業年度終了の日から2カ月以内に確定申告をして納めることになっています。

軽自動車税(種別割)

原動機付自転車(被けん引車を除く)、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を4月1日現在に所有している方に課税されます。年の途中で取得または廃車して、月割りによる課税または還付はありません。

区分	標準税率	旧税率(※1)	重課税率	軽課税率(※3)			
				概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減	
軽自動車	三輪車	3,900円	3,100円	4,600円	1,000円		
	四輪貨物車	営業用	3,800円	3,000円	4,500円	1,000円	
		自家用	5,000円	4,000円	6,000円	1,300円	
	四輪乗用車	営業用	6,900円	5,500円	8,200円	1,800円	3,500円
自家用		10,800円	7,200円	12,900円	2,700円	5,200円	
原動機付自転車	第一種	50cc以下	2,000円				
	第二種(乙)	90cc以下	2,000円				
	第二種(甲)	125cc以下	2,400円				
		50cc以下	3,700円				
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円					
	その他	5,900円					
二輪の軽自動車	250cc以下	3,600円					
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円					

- ※1 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両に適用されます。
- ※2 初年度検査年月(自動車検査証に記載)から13年を経過する月の属する年度の翌年度分以降に適用されます。
- ※3 一定の環境性能を有する車両に対し1年度のみに適用されます。車種や適用年度により対象車両が異なりますので詳しくは税務課へお問い合わせください。

パスポート

パスポート

市民課

取扱日時

申請・交付 月～金曜日 午前9時～午後4時30分

交付のみ 日曜日 午前9時～11時30分

休業日 土曜日、祝日、年末年始

※祝日が日曜日と重なる場合は交付業務を行います。

申請できる方

- ▶ 本市に住居登録のある方
- ▶ 学生や単身赴任などで県外に住居登録をしていて、本市に居所を有している方および海外からの一時帰国者(居所申請)

必要書類

一般旅券発給申請書1通

※黒ボールペンまたは黒インクで記入してください。
※未成年者(18歳未満)は5年有効旅券のみの申請となります。

戸籍謄本または抄本1通(最新の記載内容で6カ月以内に発行されたもの)

※有効旅券を持っていて氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。また、同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で申請できます。

写真1枚(提出前6カ月以内に撮影したもの)

※申請者本人のみが正面を向いて撮影したもの。無帽、無背景、影がないもの。(カラーコンタクト不可)
※写真は申請書に貼らないこと。



- ▶ 有効旅券
※失効している場合でも、その旅券をお持ちください。
- ▶ 特別な場合に必要となる書類
居所申請の場合(埼玉県以外に住居登録している方)は、住民票の写し(提出前6カ月以内に発行されたもの)が必要となります。
- ▶ 本人確認書類(有効な原本※コピー不可)

①1点確認でよいもの
パスポート(失効後6カ月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード、その他官公署が発行した免許証など(顔写真付き)

②①がない場合、2点確認でよいもの
次のうち(A+A)または(A+B)を持参してください。

A	健康保険証、年金手帳、年金証書、印鑑登録証明書+実印(印鑑登録証は不可)
B	学生証または社員証(ともに顔写真付き)、有効期限の切れたパスポート(失効後6カ月以上で本人確認ができるもの)

※中学生以下の申請は、子どもの氏名の記載された健康保険証と法定代理人の本人確認書類(運転免許証など)でも構いません。
※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの本人確認書類が必要となります。

交付の手続き

- ▶ 必ず本人が来庁し、受け取ってください。
- ▶ 申請時に渡すパスポート受領書(引換証)と手数料を持参してください。

交付時の手数料

種類	収入印紙	埼玉県収入証紙	合計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満の申請	4,000円	2,000円	6,000円

※パスポート用の「収入印紙・埼玉県収入証紙」は会計課で取り扱っています。

相談

相談窓口

申し込み・問い合わせ	相談内容	日時・場所
地域活動推進課	法律相談	毎月第2木曜日 午後1時30分～4時 第4火曜日 午前9時30分～正午 産業文化会館2階第1会議室
	行政相談	毎月第3月曜日 午後1時30分～3時30分 産業文化会館2階第1会議室
	消費生活・多重債務相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く) 行田市消費生活センター
	市民相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 地域活動推進課
男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」	夫婦関係・DVなど ※女性相談員対応	毎週木・土曜日 午後1時～4時 ※土曜日の午後1時～2時は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。 VIVAぎょうだ ☎048-556-9301
子ども未来課	家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 子ども家庭総合支援拠点(保健センター内) ☎048-556-2011
人権推進課	人権相談	毎月第2水曜日(12月を除く) 午後1時30分～3時30分 ※6月1日・12月第2水曜日は、午前10時～午後3時 相談会場は月ごとに変わるため、人権推進課までお問い合わせください。